

温泉掘削（増掘・動力装置）工事完了（廃止）届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

温泉掘削（増掘・動力の装置）工事を完了（廃止）したので、温泉法第8条第1項（法第11条第2項（第3項）において準用する同法第8条第1項）の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 指 令 第 号					
工事に係る土地の 所在、地番及び地目	土地の所在 及び地番				地 目	
工 事 の 完 了 又 は 廃 止 年 月 日	年 月 日					
許 可 の 内 容	掘 削	口 径	cm	動力の 装 置	種 類	
	(増掘)	深 さ	m		出 力	kW (又はIP)
工 事 完 了 ( 廃 止 ) 時 の 状 況	掘 削	口 径	cm	動力の 装 置	種 類	
	(増掘)	深 さ	m		出 力	kW (又はIP)
ゆ う 出 量	ℓ/分, ( 自 噴 ・ 動 力 )					
温 度	℃					
工 事 施 工 者	所 在 地					
	氏名又は名称	(電話番号 ( ) )				
温 泉 の 利 用 目 的				保健所担当者 確 認 欄		

備考1 次の書類を添付すること。

- (1) 温泉法施行規則第1条の2第9号に規定する記録の写し
  - (2) 掘削（増掘）の場合は、源泉状況報告書及び揚湯試験の成績書の写し
- 2 工事を完了又は廃止した日から7日以内に、所轄保健所長（鹿児島市にあつては、鹿児島市長）に正本1部及び副本1部を提出すること。